

議案第42号

瀬戸内市屋外広告物許可手数料条例の一部を改正することについて

瀬戸内市屋外広告物許可手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年6月24日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

岡山県屋外広告物条例の改正に伴い、市の許可手数料を改正するため。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市屋外広告物許可手数料条例の一部を改正する条例

瀬戸内市屋外広告物許可手数料条例(平成19年瀬戸内市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「

区分及び種別	単位	金額
はり紙及びはり札等	100枚まで ごとに	410円
立看板等	1基につき	410円

」を「

区分及び種別	単位	金額
貼り紙及び貼り札等	100枚まで ごとに	420円
立看板等	1基につき	420円

」に、「800円」を「810円」に、「1,150円」を「1,170円」に、「1,450円」を「1,480円」に、「1,750円」を「1,780円」に、「1,350円」を「1,370円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「700円」を「710円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市屋外広告物許可手数料条例(平成19年瀬戸内市条例第9号)新旧対照表

現行			改正後		
第1条～第4条 略 別表(第2条関係)			第1条～第4条 略 別表(第2条関係)		
区分及び種別	単位	金額	区分及び種別	単位	金額
はり紙及びはり札等	100枚まで ごとに	410円	貼り紙及び貼り札等	100枚まで ごとに	420円
立看板等	1基につき	410円	立看板等	1基につき	420円
広告旗、広告表示面積 板(ネオン及び電光によるものを含む。)及びタ ンク類	1平方メートル未満 1基につき 同 1平方メートル以上3平方メートル未満のもの 同 3平方メートル以上5平方メートル未満のもの 同 5平方メートル以上8平方メートル未満のもの 同 8平方メートル以上10平方メートル未満のもの 同 10平方メートル以上のもの	410円 800円 1,150円 1,450円 1,750円 1,750円に10平方メートルを超える部分が1	広告旗、広告表示面積 板(ネオン及び電光によるものを含む。)及びタ ンク類	1平方メートル未満 1基につき 同 1平方メートル以上3平方メートル未満のもの 同 3平方メートル以上5平方メートル未満のもの 同 5平方メートル以上8平方メートル未満のもの 同 8平方メートル以上10平方メートル未満のもの 同 10平方メートル以上のもの	410円 810円 1,170円 1,480円 1,780円 1,780円に10平方メートルを超える部分が1

		平方メートルに達するまでごとに100円を加算した額			平方メートルに達するまでごとに100円を加算した額
アドバルーンその他これに類するもの	1個につき	<u>1,350円</u>	アドバルーンその他これに類するもの	1個につき	<u>1,370円</u>
アーチ	1基につき	<u>2,700円</u>	アーチ	1基につき	<u>2,750円</u>
広告網その他これに類するもの	1個につき	<u>700円</u>	広告網その他これに類するもの	1個につき	<u>710円</u>